



稲城市告示第66号

令和7年第1回稲城市議会臨時会を、下記のとおり招集する。

令和7年5月8日

稲城市長 高橋 勝 浩



記

- 1 期 日 令和7年5月15日
- 2 場 所 稲城市議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 常任委員の選任
 - (2) 議会運営委員の選任
 - (3) 多摩川衛生組合議会議員選挙
 - (4) 東京都三市収益事業組合議会議員選挙
 - (5) 南多摩斎場組合議会議員選挙
 - (6) 東京たま広域資源循環組合議会議員選挙
 - (7) 稲城・府中墓苑組合議会議員選挙
 - (8) 第28号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例の一部を改正する条例）

- (9) 第29号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税
条例の一部を改正する条例）

第28号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例の一部を改正する条例）

稲城市市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月15日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市告示第24号

専 決 処 分 書

稲城市市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第142条の6第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

付則第10条の2第15項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

付則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

付則第28条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議案番号	第28号	担当課	市民部課税課
件名	専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例の一部を改正する条例）		
【概要】			
本案は、稲城市市税条例の一部を改正する条例（令和7年稲城市条例第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。			
【専決処分の経過】			
地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、同年4月1日までに、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の関係規定を改正する必要性が生じたことから、稲城市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。			
【改正内容】			
○ 第36条の2（市民税の申告）、第63条の2（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）、第89条（種別割の減免）、第139条の3（特別土地保有税の減免）及び第142条の6（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、引用条項を整理します。 ○ 第82条（種別割の税率） 2輪車のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の原動機付自転車の税率を年額2,000円とするほか、規定を整備します。 ○ 第90条（身体障害者等に対する種別割の減免） 道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正に伴い、マイナ免許証の運用が開始されたことから、身体障害者等に対する種別割の減免申請時の運転免許証の提示に係る規定を整備します。 ○ 付則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）及び付則第			

28条（読替規定）

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、引用条項を整理します。

- 付則第10条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

大規模の修繕等が行われた特定マンションに係る固定資産税については、減額を受けようとする者に代わり、マンションの管理組合の管理者等が書類を提出することにより減額を適用することができる旨を規定します。

【施行期日等】

この条例は、令和7年4月1日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。

稲城市市税条例の新旧対照表

新	旧
(市民税の申告) 第36条の2 …… (略) 2～8 …… (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から60日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) …… (略) 2 …… (略) （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ</u>及	(市民税の申告) 第36条の2 …… (略) 2～8 …… (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から60日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) …… (略) 2 …… (略) （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に

びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ …… (略)

(2)・(3) …… (略)

(種別割の減免)

第89条 …… (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) …… (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(6) …… (略)

3 …… (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 …… (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあつては、

掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ …… (略)

(2)・(3) …… (略)

(種別割の減免)

第89条 …… (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) …… (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(6) …… (略)

3 …… (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 …… (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあつては、

戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) ……（略）

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) ……（略）

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4～6 ……（略）

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 ……（略）

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識

戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) ……（略）

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) ……（略）

3～5 ……（略）

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 ……（略）

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) …… (略)

3 …… (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第142条の6 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) …… (略)

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 …… (略)

2～14 …… (略)

15 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16・17 …… (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 …… (略)

2～13 …… (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の

別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) …… (略)

3 …… (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第142条の6 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) …… (略)

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 …… (略)

2～14 …… (略)

15 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16・17 …… (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 …… (略)

2～13 …… (略)

<u>9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>15・16</u> ……（略） （読替規定） 第28条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第143条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	<u>14・15</u> ……（略） （読替規定） 第28条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第143条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
---	--

第29号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月15日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市告示第25号

専 決 処 分 書

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第29号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）		
【概 要】			
本案は、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 7 年稲城市条例第 11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により令和 7 年 3 月31日に専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。			
【専決処分の経過】			
地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第119号）が令和 7 年 3 月31日に公布されたことに伴い、同年 4 月 1 日までに、稲城市国民健康保険運営協議会の答申に基づき稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の関係規定を改正する必要性が生じたことから、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。			
【改正内容】			
○ 第 2 条（課税額） 国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を66万円（現行65万円）に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を26万円（現行24万円）に改めます。 ○ 第21条（国民健康保険税の減額） 国民健康保険税の均等割額を軽減する要件を、次のとおり緩和するほか、第 2 条の改正に伴い、文言を整理します。 (1) 均等割額を 5 割軽減する世帯の要件（第 2 号関係） （改正前）世帯全員の総所得金額及び山林所得金額の合算額が 「43万円＋<u>29万5,000円</u>×被保険者等の数」以下の世帯 （改正後）世帯全員の総所得金額及び山林所得金額の合算額が 「43万円＋<u>30万5,000円</u>×被保険者等の数」以下の世帯 (2) 均等割額を 2 割軽減する世帯の要件（第 3 号関係） （改正前）世帯全員の総所得金額及び山林所得金額の合算額が			

「43万円＋54万5,000円×被保険者等の数」以下の世帯
(改正後) 世帯全員の総所得金額及び山林所得金額の合算額が
「43万円＋56万円×被保険者等の数」以下の世帯

【施行期日等】

この条例は、令和7年4月1日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。

稲城市国民健康保険税条例の新旧対照表

新	旧
(課税額) 第2条 …… (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 …… (略) (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) …… (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～ウ …… (略)	(課税額) 第2条 …… (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 …… (略) (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) …… (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～ウ …… (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 （納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ウ ……（略） 2・3 ……（略）	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 （納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ウ ……（略） 2・3 ……（略）
--	---